

無料低額診療事業について

🌸 医療費でお困りの方はご相談ください

当院では、「無料低額診療事業」を実施しています。

経済的な理由により、医療費の支払いが困難である方で、当院に受診した場合に自己負担金または一部負担金について減額や免除をします。

当院の基準に基づいて審査を行い、無料低額診療事業の利用が必要と判断された場合にご利用になれます。

🌸 制度の対象となる方

- ・ 保険証をお持ちでない方
- ・ 国民健康保険の短期保険証、資格証明書が発行され困っている方
- ・ 病気や障害などで収入がなくなって困っている方
- ・ 失業のため一時的に収入がなくなって困っている方
- ・ 医療費の支払いをすると生活に困難を生じる方

🌸 ご利用のご案内

- ・ 電話でのお問合せ・ご相談

スムーズなご相談をさせていただくために、ご来院の前にお電話でご連絡、ご相談いただくことをおすすめしております。

昭島病院（代表）042-546-3111

月曜日～金曜日 9時～16時

※祝日を除く

- ・ ご来院

総合受付または総合支援センターへお声掛けください。

- ・ ソーシャルワーカーが事情をお伺い

お身体の状態や生活状況などを伺い、公的な制度の活用など含めてご相談いたします。 ※プライバシー、個人情報厳守いたします。

- ・ 審査にて適用を検討

当院の基準に基づき審査を行います。

世帯収入が、規定の基準を満たす方です。

所得の状況を証明できる書類（源泉徴収票など）が必要です。

- ・ 自己負担金または一部負担金が免除や減免

無料低額になるのは、あくまで当院のお支払い分です。

薬局でのお支払いは、対象となりませんのでご注意ください。

- ・ 制度の期間

この制度は、生活が改善するまでの一時的な措置（最長3ヵ月）です。

その後は、公的な制度の活用を含め問題解決に向けて再度相談を行います。